

枕崎市医療機関等物価高騰対策支援事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、光熱費等の高騰の影響を受ける病院、診療所、施術所等（以下「医療機関等」という。）に対し、安定的な医療サービス等の提供を支援するため、予算の範囲内において枕崎市医療機関等物価高騰対策支援給付金（以下「給付金」という。）を支給することについて、必要な事項を定めるものとする。

(支給対象者)

第2条 給付金の支給対象となる者は、本市に所在し、令和7年4月1日現在で鹿児島県知事による開設の許可等を得ている次に掲げる医療機関等のうち、令和6年4月から令和7年3月までに診療報酬等（診療報酬及び療養費をいう。以下同じ。）の支払対象となった医療サービス等を提供しているもの（当該期間に診療報酬等の支払対象となった医療サービス等を提供しているものと同視することが相当と認められるものを含む。以下「支給対象機関」という。）とする。

- (1) 病院及び有床診療所（健康保険法（大正11年法律第70号）第63条第3項第1号に定める保険医療機関に限る。）
- (2) 無床診療所（健康保険法第63条第3項第1号に定める保険医療機関に限る。）
- (3) 歯科診療所（病院内で歯科医業を行っている事業所を含む。）
- (4) 薬局（健康保険法第63条第3項第1号に定める保険薬局に限る。）
- (5) 歯科技工所（歯科技工士法（昭和30年法律第168号）第21条第1項の規定に基づき開設届出のなされた歯科技工所であって、診療報酬等の支払対象となる歯科技工物を歯科診療所に納品しているものに限る。）

(6) 施術所（あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律（昭和22年法律第217号）又は柔道整復師法（昭和45年法律第19号）の規定に基づき開設している施術所のうち、療養費の受領委任の取扱いを行う施術所又は償還払による保険診療を行っている施術所に限る。）

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる医療機関等は、支給の対象としない。

(1) 市町村、一部事務組合等が設置する医療機関等

(2) 令和7年4月1日時点で休止している医療機関等

(3) 本給付金の趣旨に照らして適当でないと市長が認めたものが設置する医療機関等

（給付金の額等）

第3条 給付金の額は、次の各号に掲げる支給対象機関の区分に応じ、当該各号に定める額とし、1回に限り支給する。

(1) 前条第1項第1号に該当する支給対象機関 令和7年4月1日時点で九州厚生局に届け出られている病床数に7,500円を乗じて得た額に20万円を加えて得た額

(2) 前条第1項第2号及び第3号に該当する支給対象機関 20万円

(3) 前条第1項第4号及び第5号に該当する支給対象機関 10万円

(4) 前条第1項第6号に該当する支給対象機関 5万円

（給付金の支給等）

第4条 給付金の支給を受けようとする者（以下「申出者」という。）は、支給対象機関等申出書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長が別に定める日までに申し出るものとする。

(1) 令和6年4月審査分から令和7年3月審査分のうちいずれか1月分の診療報酬支払通知の写し（歯科技工所にあつては、令和6年

4月から令和7年3月までの間に、診療報酬等の支払対象となる
歯科技工物を歯科診療所に納品したことが分かるものの写し)

(2) 振込口座を確認できる書類の写し(金融機関名、口座番号及び口
座名義人が明瞭に判別できるもの)

(給付金の支給等)

第5条 市長は、前条の規定による申出を受理したときは、審査の上、
給付金の支給の可否を決定し、遅滞なく当該申請者に通知するもの
とする。

2 市長は、給付金の支給を決定したときは、速やかに当該申出者の指
定した口座に給付金を振り込むものとする。

(給付金が支給できなかった場合等の取扱い)

第6条 前条第2項の規定により市長が申出者の申し出た口座に給付
金を支給する手続を行ったにもかかわらず、当該口座の解約又は変
更等により振込ができなかった場合において、申出口座の補正等が
なされず、令和8年3月31日までに支給が完了できないときは、当該
給付金は支給しない。

(支給の取消)

第7条 市長は、給付金の支給を行った後に、支給対象機関の要件に該
当しない事実又は偽りその他不正の手段により給付金の支給を受け
た事実等が発覚した場合は、支給の決定を取り消すことができる。

(不当利得の返還)

第8条 市長は、前条の規定により支給の決定を取り消したときは、支
給の決定を取り消された者に対し、給付金の返還を求めるものとし
る。

(受給権の譲渡又は担保の禁止)

第9条 給付金の支給を受ける権利は、譲り渡し、又は担保に供しては

ならない。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年7月1日から施行し、令和8年3月31日限り効力を失う。